

(別紙)

## 第三評価結果

### 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

#### Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
①	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知がはかられている。	a・ <b>①</b> ・c
<p>明文化された那須塩原市立保育園共通の「保育理念」「保育方針」が、園内の各保育室と事務室に掲示されている。また、「保育園のしおり(重要事項説明書)」「全体的な計画」「年間指導計画」「三島保育園概要」等に記載して周知をはかっている。職員への周知方法としては、年度初めの会議の中で参加者全員で読み合わせをし、周知・確認する機会としている。会議に参加できない職員に関しては、文書を渡して各自で読むことになっている。職員全員の理解度を確認するためにも、年度途中の職員会議や研修の機会を利用するなどして、さらに理念の周知に取り組むことが望まれる。また、保護者への周知方法に関しても、年度初めに保育園のしおりを配布することと、4月の園だよりで「保育目標」を伝えるにとどまっているため、園独自で作成したパンフレット(A4プリント)をさらに工夫して、入園説明会や保護者会、行事等を説明の場として活用することが望まれる。</p>		

#### Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
②	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・ <b>②</b> ・c
<p>市立保育園の置かれている状況については「第2期那須塩原市保育園整備計画」や「那須塩原市公立保育園在り方検討会」を通して検討や分析が重ねられている。三島保育園に関しては、市の財政面、施設設備の老朽化、駐車場が狭いことにより送迎時に道路の渋滞が発生して近隣から苦情が入ること、借地の使用などの理由から、令和8年度に民営化し別の場所に移転することが決まっている。園としては、民営化を念頭に置いて必要な準備を進めつつ、組織目標の実現に向け、保育の質の向上、保護者ニーズの把握と支援、地域貢献に引き続き取り組むことが期待される。</p>		
③	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a・ <b>③</b> ・c
<p>事業経営上の課題および苦慮している点として以下の3点が挙げられている。①「人員の確保」に関しては、特に午後の人員確保に向け市の保育課と連携をとって進めているが、現状では午前中の短時間勤務を希望する職員が多く、フルタイムの職員確保に苦慮している。②「園舎の老朽化」に関しては、民営化(移転)がすでに決まっているため、現状では「おじいちゃん保育助手」に随時修理対応してもらっている。③「地域との交流」については、感染症の発生などの影響があったことから、今年度中に具体的な取組を進展することはできなかった。ただ、コロナ禍が落</p>		

ち着いてきたことから、来年度は年長児童と近隣の高齢者施設との交流を再開したいと考えている。また、小学校とも交流事業について話し合いを進める予定である。

### I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>市立保育園の中・長期計画としては、市が作成した「第2期子ども・子育て未来プラン」「第2期那須塩原市保育園整備計画」「保育園における保育の質向上のためのアクションプログラム(第3期)」があり、毎年度、各計画の進捗状況の評価が行われている。</p> <p>公立保育園としては市が示す計画や方向性に沿うしかなく、独自の中・長期にわたるビジョンを示すことは難しい。特に、令和8年度に民営化されることが決定しているため、今後の進め方としては、市の中・長期の展望に鑑み、市保育課との綿密な連携の下、職員と保護者の理解を得ながら、保育園の安定的運営や保育の質の向上を目指す「組織目標」の達成に向け、粛々と毎年度の積み重ねに努めてほしい。また、民営化されるにあたり、子どもや保護者に不安や負担をかけないように、タイムスケジュールをたてて丁寧に準備し、スムーズな保育移行がなされることが望まれる。</p>		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>市で作成した中・長期計画を踏まえて、園としての単年度の事業計画を策定している。</p> <p>単年度の事業計画には、「年間行事予定」「全体的な計画」「年間指導計画」「避難訓練年間計画」「防犯指導年間計画」「交通安全年間計画」「食育計画」「保健計画」「地域交流年間計画」「職員研修年間計画」「園内研修年間計画」等があり、各事業開催後の反省を基に一部内容を変更するなど、次年度に向け検討を重ねている。施設整備事業としては、テラスの鉄骨塗装修繕、机椅子の新規購入、ピアノ調律、雨樋清掃、遊具点検、廃棄物処理、空気清浄機の買い替え、畳替え等を実施している。</p> <p>令和5年度は、市からの指示に基づいて「安全計画」を作り、園内研修の機会を利用して危険箇所マップの見直しを繰り返し行っている。</p>		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>事業計画の策定や実施状況の把握・評価・見直しは、個別の計画ごとに反省点がファイル内に記載されており、次の担当者が引き継いだ際に反省点を見直して次期計画に反映するようにしている。令和4年度のアクションプログラムについて職員全員で行った反省をもとに、令和5年度のアクションプログラムでは「保育士の資質と専門性の向上」「職員間のコミュニケーションの充実」「保護者支援」を掲げて、保護者が子どもを安心して保育園に預けられるよう、安心安全な保育の提供を目指して取り組んでいる。</p>		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a・ <b>b</b> ・c

保護者へは「年間行事計画」を配付し、事業開催の都度「お知らせ文」を園内に掲示するとともに配付もしている。また、毎月発行の園だよりで行事予定を掲載し、状況によっては「一斉メール」等で周知に努めている。

保護者に示される事業報告書や事業計画書は、多種多様にある事業の全体像を理解・周知してもらう上でも重要・不可欠な媒体となるが、いずれも行事計画が主体になっている。その他の主だった事業（地域交流事業・健康管理事業・避難訓練事業・職員研修事業等々）を欄外に整理して記載することにより、事業計画が単なる行事計画だけでないことが理解される手段となるので、今後、保護者総会等で示される事業報告書と事業計画書の記載内容を充実させることを期待したい。

#### I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・b・c
<p>保育の質の向上に向けて「三島保育園アクションプログラム」（以降、アクションプログラムと表記）で目標を掲げ、令和4年度のアクションプログラムについて職員全員で行った反省をもとに、令和5年度のアクションプログラムでは「保育士の資質と専門性の向上」「職員間のコミュニケーションの充実」「保護者支援」を掲げて、保護者が子どもを安心して保育園に預けられるよう、安心安全な保育の提供を目指して取り組んでいる。特に、全国各地で起きた保育施設における保育士による虐待・暴行など「不適切な保育」に関する報道を受け、園全体で子どもの人権・人格の尊重の観点に照らして適切な保育について研修を行っている。</p> <p>また、市の総合人事管理のための目標管理制度に則った正規職員用の自己評価と、会計年度任用職員用の自己評価をそれぞれ年2回実施し、定期的な第三者評価の受審によって振り返りを行うなどして、資質向上の機会としている。</p> <p>園内研修については、午後には帰る短時間勤務の職員がいるため、できるだけ多くの職員が参加できるよう午前中に行ったり、何回かに分けて実施するようにしたりしている。また、市子育て相談課に依頼して、保健師や臨床心理士などに来園してもらい職員が直接指導を受ける機会があり、日頃の保育が正しく行われていることの確認を行い、資質の向上をはかっている。</p>		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p>園では、毎年、保育士の自己評価と園全体の自己評価を実施し、5年に1回の割合で第三者評価を受審している。しかし、自己評価については、全員の評価結果を集計してまとめたものを文書で配付し、職員それぞれが目を通すのみにとどまっており、全体的な会議を開催して課題を確認するとともに改善実施計画を策定する機会が持たれていないため、園運営や保育の質の向上に生かす取組としては不十分と言える。第三者評価の結果も、ファイルされ各クラスに保管し職員に周知をはかっているが、課題を計画的な改善策に繋げる作業にまでは至っていない。</p> <p>前回の第三者評価で改善が必要とされた「地域ニーズの把握と把握された福祉ニーズに基づく地域貢献」については、コロナ禍の影響もあり、取組の前進がほとんど見られない。「保護者への情報提供のさらなる取組」についても、保護者アンケートからも、一部後退している部分が見ら</p>		

れた。

今後も、園運営や保育の質の向上をはかるためには、毎年の自己評価や第三者評価の結果をもとに課題を確認し、計画的な改善策実施に繋げるよう、職員の参画も得て取り組むことが期待される。

## 評価対象Ⅱ 組織の運営管理

### Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解をはかっている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>園長は、年度当初の会議において、「職務分担表」により自らの役割を明示し周知をはかっている。また、園だよりに目指す保育を表明し、職員に対しても間接的に園長としての責任を表明していることが窺える。</p> <p>職員には意思の疎通も含めて、より理解を深めるためにも、年頭の会議や期中の会議で園長としての役割や責任を具体的に口頭で伝えて、再確認の機会とすることが望まれる。また、園長不在時における職務分担については副園長にゆだねられているが、有事の際や副園長も不在の際など、危機管理マニュアルに責任分担を詳細に示し、職員だれもが明確に把握できることが求められる。</p>		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>園長は、法令に関しては市が主催する研修を定期的を受講し、法令の改正があるたびに実施される講習会にも参加している。また、新聞や文書、様々な資料に目を通して、法令等の理解を深める努力をしている。令和5年度は、「事故発生防止のための指針の整備」として、市から安全計画策定の指示があったため、資料等を読み込んで副園長と共に計画策定にあたった。また、今後さらに危機管理について理解を深めたいと考えている。</p>		
Ⅱ-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>園長は、「職員にとって働きやすい環境」が「良い保育に繋がる」と考えており、職員とのコミュニケーションを頻繁にはかり、職員間での話し合いがうまくいくようバックアップするようにしている。必要に応じて保育の現場に入って助言をしたり、職員会議や園内研修においては様々なアドバイスをしたりしている。また、職員との個人面談を通して相談に応じており、職員の自己評価の際の面談では、評価や指導を行っている。</p>		
13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>園長は園の方向性を考慮した上で、保育環境や運営上の人員配置、施設整備などの不備に気づいた時点で、予算の執行状況を勘案して園での対応が可能な場合は即座に、それ以外は市保育課と相談して可能な限り対処している。経費節減のための節電や節水の他に、民営化を見据えて、</p>		

「代替できるものは代替、必要なものは必要なだけ、必要なものがあれば事務室に相談」と職員全体に指示し、備品や教材の節約を指導している。昨今の夏の猛暑にエアコンが対応しきれないため、園長としては、省エネモデルのエアコンに買い替える必要があると判断し、予算を確保したいと考えている。

## II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>必要な福祉人材の確保に関しては、市の「第2期那須塩原市保育園整備計画」で職員の動向を分析し、「定員適正化計画」に則り必要な保育士等の採用計画が進められている。園では常勤職員の確保に向け市保育課へ働き掛けて補充に努めているが、保育士不足もあり希望通りの採用には至ってはいないため、短時間勤務者や勤務日数の限られた職員を活用して勤務シフトを組んでいる。職員面談で聴き取った意向を可能な限り尊重し、非常勤職員については勤務日や勤務時間の希望を考慮するとともに、職員間でのコミュニケーションを良好にすることにより、働きやすい職場づくりを通して人材の確保と定着をはかっている。</p> <p>いずれにしても、人材の確保・定着に関しては市立保育園全体の課題として捉え、採用計画や待遇面に関わることであり、市の主導による園との連携が必要不可欠である。</p>		
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>人材の採用に関しては、市が示した「期待される職員像」と「定員適正化計画」による採用計画に則り、市の担当部署が園との連携をはかりながら行っている。園内の人員は適材適所の原則を基に、職員の就業の要望などを加味して配置し、人材の育成・教育に関しては園内外の研修を通じて資質の向上を目指している。正規職員の人事考課は「組織目標設定シート」を受けて「個人目標設定シート」や自己評価を基に、専門性・職務能力・業務上の成果・貢献度を評価し待遇に反映している。会計年度任用職員に関しては目標設定のための管理シートは設けておらず、自己評価に対する園長・副園長の評価が主体となっている。</p> <p>民営化に向けて、なかには不安を感じている職員もいるため、園長としては早めに相談にのるなどして対応したいと考えている。</p>		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・ <b>b</b> ・c
<p>園長・副園長による年2回の個別面談を行って、職員の意向の確認や相談に応じている。また、園長は、職員同士で話し合いができるような、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。</p> <p>職員の就業状況に関しては勤務管理システムにより、休暇の取得状況、残業の発生状況等の把握を行っていて、有給休暇については平均10日前後取得できている。また、定期的な健康診断や任意でのストレスチェック診断も併せて行い、希望者には市のカウンセラーによるカウンセリングを受ける機会を設けている。職員アンケートでも「就業状況を把握し、働き方等の改善に取り組んでいるか」の問いに85%が「できている」と回答しており、「有休がとりやすい」「働きや</p>		

<p>すい」との記述が見られた。今後も引き続き保育課と連携をとり、人員を確保して、より一層働きやすい職場づくりに取り組むことが望まれる。</p>		
<p>Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。</p>		
17	<p>Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。</p>	a・ <b>⑥</b> ・c
<p>園長としては、日常勤務において、保育士一人ひとりの良いところを見たときに褒めるようにして育成に取り組んでいる。</p> <p>正規職員に関しては「個人目標設定シート」に基づき目標管理制度が実施され、園の組織目標を踏まえて個人目標を設定し、達成に向けた取組を通じて育成をはかっている。その他、市の指定の研修を受講するなどの仕組みがある。一方、会計年度任用職員は保育全般に関わる自己評価と園長・副園長との面談、研修の受講などで育成をはかっているが、育成に向けた取組としては十分とは言えない。市立保育園共通の課題ではあるが、業務に対する意欲の向上をはかる意味からも、園児に対して同等の職務にあたっている会計年度任用職員についても、年度目標を設定することが望まれる。</p>		
18	<p>Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	a・ <b>⑥</b> ・c
<p>市の人材育成基本方針と組織目標、アクションプログラムに基づき、職員研修計画と園内研修計画を策定して研修の受講を促進している。研修参加者は受講報告書を提出し、研修資料を回覧して不参加者への啓発に努めている。職員からは、コンピュータスキルに関する研修への要望も出ており、令和6年1月に新しいシステムが導入されたことも考慮に入れ、職員個々の専門性の向上や新分野への挑戦、不得手分野克服等を目指すための受講機会が増えることを期待したい。</p>		
19	<p>Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。</p>	a・ <b>⑥</b> ・c
<p>正規職員に関しては、勤続年数により市の指定の研修を受講し、研修報告には園長がコメントを記載している。その他の園外研修に関しては、常勤職員にはほぼ均等に受講の機会がある。研修報告については、職員全員に回覧している。園内研修は、午後には帰る短時間勤務の職員がいるため、できるだけ多くの職員が参加できるよう午前中に行ったり、何回かに分けて実施するようにしたりしている。</p> <p>新入の正規職員については初年度に2週間、市の指定の研修があり、園内では半年程度先輩職員によるOJT教育を行っている。また、新人の会計年度任用職員については、必要に応じて先輩職員が指導を行っている。</p>		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の教育・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	a・ <b>⑥</b> ・c
<p>「保育実習生の受入れに関するマニュアル」があり、受入れは市が窓口となっている。実習生の養成機関は大学・短期大学、看護専門学校などで、年間数名受入れており、受入れが確定するとその都度、園だよりで保護者へ周知している。マニュアルを基に、効果的な実習になるようなプログラムを用意し、担当保育士が実習生の指導に当たっている。また、実習の最終日には実習生を交えて反省会を開き、各クラスの保育士からアドバイスをし、実習生からは反省の弁を述べてもらっている。園長は、保育士不足の中、実習生が保育士として長く勤めてくれることを願っ</p>		

て、丁寧なフォローをするよう心掛けている。

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>市立保育園の事業報告ならびに財務等の情報については、毎年度市の広報やホームページ上で市政報告書の中で公表されている。園の運営並びに詳しい保育内容については、市が作成している「教育・保育ガイドブック」「三島保育園概要」「保育園のしおり（重要事項説明書）」等の印刷物で知らせている。園だよりやクラスだより、各種お知らせを発行・配付し、園の最新情報を伝えている。来園者（見学者）には、園独自のパンフレット（A4プリント）を渡している。</p> <p>園としては、第三者評価を受審していることを保護者に伝えてはいるが、評価結果の内容や、公表サイトである「とちぎ福祉サービス第三者評価推進機構」のホームページ内での見方までは詳しく伝えていない。第三者評価を実施することの意義や評価結果について、今後伝え方の工夫が求められる。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>園における事務、経理、取引に関するルールは職務分掌で権限・責任・分担が明確にされており、職員にも伝えられている。監査については、数年ごとに市の定例監査が行われているのみで、園の事業と財務について、外部の専門家による監査支援等は実施していない。</p> <p>日常の設備や物品購入などの際の業者は、市のルールに則って選定し依頼している。教材については、市外であっても、専門性があり長年取引のある業者に依頼するようにしている。なお、那須塩原市の指導により、ファイリングシステムの導入が令和4年度に完了しており、どこに何の書類があるのかが、だれが見てもわかるように管理されている。</p>		

### II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>地域交流年間計画として「①人的・物的機能を地域に提供し、子育ての拠点となる ②地域の多様な年齢層の人々との交流を通して、相手を思いやる気持ちを培うとともに、地域の人々に保育園を理解してもらう」が明文化されている。しかし、地域との交流は乏しく、近隣のグループホームの高齢者とのふれあいも、コロナ禍以降、実施できていない。園では、コロナ禍を経て、子どもの社会体験の機会が少なくなっていることを危惧している。子どもが社会経験を積むためにも積極的に地域資源を利用することが必要であり、園として地域の情報を収集し交流を進めることが望まれる。</p>		

24	Ⅱ-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>学校教育への協力として、市が窓口となって中高生の職場体験学習の受入れを行っており、令和5年度は2名の中学生を受け入れた。受入れに際しては「実習生受入れに関するマニュアル」を援用して実施している。近隣にある公民館に来ていた民生委員のひとりが園に来訪し、バルーンアートを作って子どもと遊んでくれることがあるが、このほかにはボランティアが訪れることはない。園としては一般市民のボランティア受入れの意向はあるので、「ボランティア受入れマニュアル」を整備し、ボランティアを受け入れる目的や手順、対象者の範囲、注意事項などを定めておくことが望まれる。</p>		
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	Ⅱ-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>保育園マニュアル集に、保育園に必要な社会資源として医療機関や育児相談機関、療育機関等の専門機関、学校関係、役所関係、消防署、警察署、市の施設、保育園、連携保育園などを列記した一覧表が綴られている。その一部は事務室に電話帳として常備しているが、各クラスに配備するなどの職員への周知の取組はしていない。</p> <p>支援児の在籍も多く、相談機関や療育機関との連携は常に行われており、関係する保護者への紹介も行っている。園には年長児巡回相談や5歳児発達相談の専門職（教育関係者、保健師、心理士等）が訪れて、就学に当たっての調査や相談支援を実施している。支援児等が小学校へ入学する際にはリレーシートを利用して情報を提供し、切れ目のない支援ができるようにしている。</p>		
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	Ⅱ-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>那須塩原市として行政施策の策定に当たって地域の福祉ニーズの収集・把握に努めており、「子ども・子育て未来プラン」や「保育園整備計画」をはじめ、高齢者福祉計画や障害者福祉計画、地域福祉計画等各種の福祉行政計画が立案されている。保育園としては、独自に福祉ニーズを収集する活動は行っていないが、園児やその家族と関わる中で必要な福祉制度につなぐ役割を果たしている。保育園の利用者に限らず、地域住民および自治会役員や民生委員との交流の機会を作って、情報収集に努めることが望まれる。</p>		
27	Ⅱ-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>那須塩原市として各種の福祉事業を実施しており、園は生活困窮者や親の障害や病気等で支援が必要な家庭の子どもを受け入れている。また、支援児も積極的に受け入れている。災害時における地域住民のための備えは行っていないが、市の公共施設として、災害時等に園が地域で担える役割があることを想定し、近隣の三島公民館や三島ホール、那須野が原博物館などとも連携して検討してほしい。</p>		



## 評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

### Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	㉑・b・c
<p>保育の基本姿勢は「全国保育士会倫理綱領」および市立保育園の保育士の守るべき職務倫理を定めた「明るい職場づくり」に示されている。「明るい職場づくり」には、子どもや親の気持ちになって考え保育に当たることや、一人ひとりの個性を尊重し公平に接することなど、子どもを尊重した保育の実践のための基本姿勢が記載されている。また、保育の「全体的な計画」の中で、保育所の社会的責任として第一に「保育園は子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行わなければならない」を挙げており、年度初めの職員会議などで「倫理綱領」や「明るい職場づくり」の読み合わせを行って確認している。</p> <p>昨今、全国で報道された保育士による園児に対する不適切な関わりや虐待事例について、新聞記事を回覧し、職員会議で話し合っている。また、市内保育士の年齢別会議で示された「チェックシート」を用いて日頃の保育を振り返り、どうすれば不適切な保育をなくせるかについて反省をする機会を設けている。</p>		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	a・㉒・c
<p>保育園マニュアル集の中にある文書「守秘義務の遵守」と「明るい職場づくり」には、職場で知り得た利用者の個人情報や家庭事情等の秘密の漏洩の禁止が謳われている。保護者アンケートでは、多くの保護者がプライバシーは守られていると答えている。実際の保育の場面では、着替えの際の注意やお漏らしをしたときの別室での着替え、カーテン内で個人別に行う内科検診などの配慮をするほか、園での写真撮影や保護者がSNSに写真を挙げることなどへの注意を強化している。クラスでの掲示物には個人名が入らないようにしており、行事の写真を掲示する場合は保護者の同意を得て行っている。幼児トイレの個室の扉は危険防止のために取り外してあったが、子どもの羞恥心に配慮して、カーテンを取り付けた。</p> <p>保育の標準的实施方法には「プライバシー保護マニュアルに沿って保育を行う」と記載されているのみで、その文言に対応する保育におけるプライバシー保護マニュアルそのものは策定されていない。園として、保育の各場面で必要なプライバシー保護についての具体的な内容をまとめておくことが望まれる。</p>		
Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	㉑・b・c
<p>毎年度、那須塩原市の「教育・保育ガイドブック」が発行され、市役所や支所、各園において設置・配布するとともに、市のホームページにも掲載している。ガイドブックは、就学前の教育・保育制度や子育て支援事業等の案内があり、公立および私立の保育園、幼稚園、認定こども園、地域小規模保育施設等について詳細に紹介するとともに、入園申請に必要な手続き等が総覧でき</p>		

<p>るようになっている。</p> <p>園では見学を随時受け入れていて、見学者に対して「教育・保育ガイドブック」や独自に作成した園のパンフレットを配付して説明し、質問に答えるとともに子育て等の相談にも応じている。園は令和8年度に民営化することが決まっているため、見学者にはその情報も伝え理解を得るようにしている。</p>		
31	<p>Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。</p>	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>入園が決まると重要事項説明書を兼ねる「保育園のしおり」の内容を保護者に説明をして、保護者から確認の同意書をもっている。「保育園のしおり」には保育理念や保育方針などが記され、保育提供の細かな内容のほか苦情相談窓口や災害対応、個人情報保護方針などの説明が掲載されている。「保育園のしおり」は毎年度更新し、進級時に発行・配付して、その都度同意書を提出してもらっている。就労時間等の変化など保護者側の事情で園の利用内容が変わる際には、申請用の書類を渡して説明し、変更がスムーズに運ぶように支援している。4月の進級時には異動などで職員の変更があるため、園だよりで新しい担任名などを知らせている。</p> <p>「保育園のしおり」は、重要事項説明書も兼ねるために記述内容が事細かく、外国籍等の保護者には理解が難しいことも予想されるため、市立保育園として、どのように説明するかなど実際の対応方法の情報を共有し、文書化することが望まれる。</p>		
32	<p>Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>市として転園に関するルールが定められており、「教育・保育ガイドブック」にも転園手続きの説明が示されている。保育園マニュアル集の中で「保育園変更時の手順」として諸手続きを文書化し、書式を綴っている。転園の際に引き継ぐ書類については合同園長会議で話し合い、公立と私立保育園間の転園でも「児童票」を引き継ぐことが決められており、保育の継続性に配慮した扱いになっている。「児童票」等の書類の引継ぎは、保護者から「情報提供に関する同意書」を得て行われている。公立保育園同士の転園では、卒園時に渡されるアルバム用の写真も引き継いでいる。</p> <p>退園扱いとなる他市や他県への転園の際には、書類の引き渡しは行われていないため、保育の継続性をどのようにかはるか、検討することが期待される。転園や退園、卒園の際には、子どもや保護者に安心感を持ってもらえるよう、今後も引き続き園で相談に応じるという主旨の書面を渡すことが望まれる。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	a・ <b>㉔</b> ・c
<p>利用者満足を目指す直接的な取組はないが、常に保護者からの意見や要望、苦情を聞き取って意向を把握している。例年行っている保護者が参加する保育参加事業は、コロナ禍のためここ数年行えず、その代わりに令和5年度は、各クラス1日1人ずつ保育見学をしてもらい、その後担任が個人面談を行って保護者からの相談を受けたり、情報の共有をはかったりしている。</p> <p>運動会等の行事の後には保護者から感想アンケートを集めて園だよりに掲載している。ただ、集まるアンケートの数が少数のため、集計や分析はしていない。</p> <p>今回のように5年に1度程度の第三者評価機関が行うアンケートによって、利用者の満足度を</p>		

把握することもできるが、それとは別に保護者等に対して満足度調査のためのアンケートを園独自、または、市立保育園として統一して行うことを期待したい。		
Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a・ <b>㊦</b> ・c
<p>苦情解決の仕組みは市が策定し、保護者には園からの文書配付やポスター掲示を通して周知している。苦情解決責任者は保育課長、苦情受付担当者は園長、第三者委員は地域の主任児童委員となっており、重要事項説明書にも記載されている。市の文書では、実際に苦情解決制度に則って解決する場合は2名の第三者委員が話し合いに加わると定められていて、苦情の内容によって公表することも規定されている。園の「苦情対応マニュアル」には、保護者へのフィードバックの方法として、掲示板を利用して掲示することと、手紙を配付することなどが記載されている。</p> <p>制度を知らせるポスターが事務室前に掲示されており、保護者アンケート結果によれば、苦情解決制度についておおむね周知がはかられていることが窺える一方で、意見箱が事務室の園庭側の外に設置されているものの利用はほとんどなく、苦情の申し立ての事例もほとんどない。</p> <p>市の苦情解決の内規や苦情解決のフロー図では、第三者委員が2名配置となっているにもかかわらず、実際は主任児童委員1名のみでの委嘱となっているため、内規どおりに2名を委嘱することが求められる。</p>		
35	Ⅲ-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a・ <b>㊦</b> ・c
<p>保護者からの相談対応については、フローチャート形式の「意見・相談・質問受付保護者対応マニュアル」に示されており、入園前後や保育参加・保育見学の後に行われる個人面談のほか、送迎時にも適宜声掛けを行い相談に応じている。個人面談は事務室（保育士の出入りのない時間帯）や空き部屋、遊戯室を利用して話がしやすい環境を用意し、相談の内容によっては園長や副園長が加わって対応している。相談の内容は専用の記録様式に記録し、必要に応じて職員間で共有し、園運営や保育に活かしている。</p> <p>ただ、保護者アンケートの結果によると、「保護者が相談したり意見を述べやすいように、相談できる職員が複数いたり、相談スペースが設けられたりすることの説明があったか」という問いに対して、「はい」と回答した比率が低い。また、登降園のピーク時に駐車場の混雑があるため、ゆっくりと時間を取って相談対応に当たることが難しい状況にあることが窺える。園だよりなどを通じて、どのような時間帯が対応しやすいかや、担任だけでなく園長や副園長、担任以外の保育士や職員も相談に応じることができるということを折に触れて知らせ、相談や苦情を申し出しやすいようにすることが期待される。</p>		
36	Ⅲ-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a・ <b>㊦</b> ・c
<p>園の「意見・相談・質問受付保護者対応マニュアル」には、質問や意見、苦情と回答内容は園内で情報共有し記録するとある。また、保護者に回答する際に、すぐに答えられない場合は時間がかかる旨を伝えて、確認してから回答すると記されている。</p> <p>保護者からの相談内容は、主に子育てに対する悩み（食べない、トイレトレーニング、夜泣き、言葉の発達、友達関係、乱暴なふるまい、叱り方、育児疲れ等々）が多く、担任等が丁寧に相談にのっている。受けた相談は受付書に記入するとともに、年度末に集計して市の保育課に</p>		

報告することになっている。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・㊦・c
<p>保育園マニュアル集の中に、「危機管理マニュアル」を設け、基本方針と危機管理対策を明文化している。さらに事故対応や各種自然災害、不審者対応等の個別のマニュアル類を整備している。安全点検表・衛生日常点検表・遊具点検表に基づき定期点検を行い、安心・安全な保育サービスを実施するとともに、ヒヤリハットや事故報告を収集・分析し、職員間で共有している。また、市へも提出して安全な保育の実施に対する改善をはかっている。「安全だより」を年2回程度作成して保護者に配付して園の安全対策などを知らせている。特に、駐車場や園周りの道路が狭く、登降園時には混雑して危険もあるため、速やかな移動などについて注意を喚起している。</p> <p>職員園内研修には、危険箇所マップの点検や救命救急訓練、嘔吐処理などを組み込んでいる。9カ所に防犯カメラを設置して、事務室のモニターで確認できるようにしているが、園は、多くの支援児を受入れている現状では、安全な保育を実施するためにすべての保育室へ防犯カメラを設置することが望ましいと考えている。</p> <p>今年度途中から、国の方針により「安全計画」を立てることになり、スケジュールを策定して訓練や危険箇所マップの整備に努めている。「安全計画」については、今後、これまでの危機管理に関する計画と整合性をはかりながら職員へ周知する必要がある。</p> <p>危機管理責任者は園長であるが、園長不在や副園長も不在の場合の責任者権限委譲のルールを定めておくことも求められる。</p>		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	㊦・b・c
<p>市が中心となって策定した「衛生管理マニュアル」「給食調理衛生管理マニュアル」「食中毒・感染症災害時対策マニュアル」等が用意されており、日々のおむつ交換やコップの衛生・消毒、衛生管理日常点検、嘔吐物処理等の指針となっている。感染症予防・処置の仕方については、園内研修等で全職員が共有し理解を深めている。保健だよりを年2回発行し、感染症の情報や子どもや家族の健康管理について周知に努めている。</p> <p>感染症が発生した場合は、一斉メールや掲示で保護者に知らせ、健康管理に注意するよう呼びかけている。保護者アンケートによれば、「感染症の予防や感染を広げないための対策、発生状況などの情報があるか」という問に対して、8割を超える保護者が「はい」と答えており、感染症対策が周知されていることが窺える。</p>		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にやっている。	a・㊦・c
<p>危機管理マニュアルと各種災害（火災・風水害・地震・竜巻）に対応するためのマニュアルおよび「緊急時災害時給食対策マニュアル」を整備し、年間計画を立てて不審者対応を含む避難訓練を実施している。「保育園のしおり」には災害発生時のメール配信システムの利用や保育園の対応について掲載し、園だよりによっても緊急時対応について保護者に周知している。</p> <p>災害時、園内に子どもと職員がとどまる可能性を想定して、食材の備蓄（乾パン、うどん、ミルク、お菓子、水等）は2、3日分用意し、賞味期限などを見ながら食材に使用するなどして適</p>		

宜入れ替えている。備蓄する食糧や食材に関して、市内の保育園によって種類や量（幾日分）がまちまちで統一されていないため、備蓄品についての考え方を検討することが望まれる。

職員アンケート結果からは、災害発生時の登園出勤基準や安否確認の方法を職員の半数近くが認識していないことが窺える。また、災害時の引き渡し訓練は駐車場の狭さや保育園の立地から混乱が予測されるため実施しておらず、実際の引渡しは2次避難先で行うことを想定している。2次避難場所で混乱のない引き渡しが行えるよう、まずは手順をシミュレーションしておくことが期待される。

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a・ <b>b</b> ・c
<p>市立保育園共通の「標準的な実施方法」が策定されており、年齢ごとに各クラスで利用しやすいよう各種指導計画とともに綴じられている。年度初めにクラスで読み合わせを行い、定期的なクラス会議で確認し計画作成時や個々の状況把握に活用している。また、遊具の使い方などは、園独自の環境や設備に応じた手順や留意事項を4月に確認している。標準的な実施方法については、定期的な保育の評価や会議等で確認し、日々の保育の中で園長・副園長からアドバイスを行っている。園には様々な勤務形態の保育士が在職していることから、今後はさらにすべての保育士への標準的な実施方法の周知徹底をする方策の検討が期待される。</p>		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>市の共通の標準的な実施方法は、年度後半に園内で意見や提案をまとめ、市の副園長会議で見直しを行っている。年度途中でも実際の保育に活かせるよう、クラス内で見直しを行い、園長・副園長の確認を得て保育をしている。今後は、職員や保護者の意見や提案を反映する過程や、そこから導き出された課題を記録することも含めて、標準的な実施方法の見直しの仕組みを明確にしていくことが期待される。</p>		
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。		
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>年齢別の年間指導計画は、年度初めに担任保育士が子どもや家庭の状況を把握した後、園の「全体的な計画」に沿って作成し、園長と副園長が確認している。クラスごとの月の指導計画はクラス会議で検討を行い、担任が交代で作成している。必要に応じて園以外の関係者と合議し、園内での検討会議を行い、様々なケースに対し適切な保育の提供を行えるよう取り組んでいる。3歳未満児や支援が必要な子どもについては個別計画を作成している。</p> <p>アセスメントマニュアルに沿って新入園児の面接と年1回の全園児の個別保護者面談を行い、保護者の意向把握と同意等を得ているが、支援や配慮内容等の記入については担当者によって差異が見られる。今後はアセスメントの手順や記録方法を明確にし、保育士の理解を深め、アセスメントにもとづく指導計画を保育に活かせるよう期待する。</p>		

43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a・ <b>⑥</b> ・c
<p>年間指導計画は年4回の期ごとに評価・見直しを行い、年度末に各クラスの評価をまとめ、各種計画（アクションプログラム・クラス保育・行事・食育・保健・安全等）の評価を含め、園全体の評価に繋いでいる。月の指導計画はクラス会議や必要に応じて乳児会議と幼児会議で評価し、翌月の計画とともに10日に園長・副園長に提出して、副園長から具体的な評価とアドバイスを受けている。緊急に変更された計画等は園長・副園長に報告し、日々のミーティングや職員連絡ノートで周知をはかっているが、さらに仕組みを整備し職員への周知を徹底することが期待される。</p>		
Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a・ <b>⑥</b> ・c
<p>保育日誌や児童票、給食関係、安全点検、健康管理関係等の記録は、統一された様式で記録している。日誌の記録要領が各クラスの日誌に綴られており、連絡ノートについても利用の仕方が作成されている。児童票の記録の書き方については5月に園内研修を行っている。今後はそれぞれの記録要領を整理し、職員への周知・指導に活かせるよう期待する。</p> <p>日々の子どもに関する情報は、「早遅番引き継ぎノート」「クラス会議ノート」に記録し職員が各自確認している。各会議の内容は、議事録を回覧し全職員に周知・共有しているが、様々な勤務体制の職員が同じように共有するのは難しい状況もあり、記入方法等を工夫している。令和6年1月から導入された保育支援システムを用いた情報の共有を含め、今後園内の情報の共有の仕組みをさらに整備することが期待される。</p>		
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a・ <b>⑥</b> ・c
<p>那須塩原市の「文書取扱規程」および「個人情報保護条例」に沿って、記録の保管、保存、廃棄、情報の提供を行っている。</p> <p>「就業規則」とともに「守秘義務の遵守」を文書化し、職員は年度初めに確認するようにしている。保護者には「保育園のしおり」で、個人情報の利用基準や保育園で撮影した写真の使用要件、保護者が撮影した動画や写真の取扱いについての注意など、個人情報の保護に関する基本方針を示し、行事の時に再度周知している。今後は新しいシステムの導入もあることから、個人情報の不適切な利用等を含め、個人情報保護について職員や保護者への説明の機会をさらに作ることを期待する。</p>		

## A-1 保育内容

		第三者評価結果
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A①	A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭および地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	a・ <b>⑥</b> ・c
市立保育園共通の「全体的な計画」を基本に、子どもの発達や家庭の状況、地域の状況等を考		

慮して「特色ある保育・職員の資質向上」「環境および衛生管理並びに安全管理」等を含む項目について園の「全体的な計画」を作成している。年度末には、クラス保育・アクションプログラム・家庭および地域社会との連携・行事・職務担当等の評価に、個々の保育士の評価・職員研修を含め園全体の評価を行っている。その結果をまとめ、翌年度の「全体的な計画」の作成に繋いでいく仕組みになっている。今後は年度末の園全体の評価が、さらに次年度の創意工夫された保育の実践に繋がる計画の作成に活かせるよう期待する。

市共通の「全体的な計画」は年度末に共通部分について各園で評価・見直しを行い、市の副園長会議で持ち寄り改善や修正について協議している。

A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開

A②	A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a・ <b>b</b> ・c
----	--	----------------

園庭は広くのびのび遊べる環境になっており、近隣には公的施設があり園外活動に適している。園舎は昭和52年（1977年）に建設され、道路拡張による遊戯室移転や保育室のほふく室への改装等を経て、46年以上が経過して老朽化が進んでいる。今後移転し民間委託の保育園になることが決定している。そのため大規模な改修・改善ではなく、子どもが安心安全に過ごすための必要な整備を行い、職員が様々な工夫と対応をして保育をしている。夏場は園庭にはほとんど日陰がないので、遊具やプール等に遮光カーテンやテントで日陰をつくり、ミストを利用し、さらにテラスには人工芝を引く等の工夫を行って対応した。以前は遊戯室を年長児クラスの保育室としていたが、雨の日等の活動を確保するために、0歳と1歳の保育室を合同にし、遊戯室をホールとしていつでも利用できるようにしている。

保育士は衛生管理チェック表や遊具点検表を用いて定期的に確認を行い、換気や室内と玩具の消毒を徹底することにより、安心安全な環境整備に留意している。

A③	A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	<b>a</b> ・b・c
----	---	---------------

一人ひとりの心身の発達状況や家庭環境、生活リズムを把握し、子どものありのままの姿を受けとめそれぞれに合った関わりや援助をしていくことを園全体で取組んでいる。保育士は子どもの欲求や内面を理解し、子どもの状況について園全体の共通理解をはかるため、援助方法や配慮の仕方をクラス会議や園内ケース会議で検討し、日々の保育の中で園長・副園長のアドバイスを受け保育をしている。令和5年度は人権について園内研修を行い、チェックリストを利用して保育の振り返りを行い、子どもの気持ちに沿って適切に対応できるよう取り組んでいる。

保護者アンケートには、「多くの保育士がそれぞれの発達に合わせてみてくれる」「保育士の言葉遣いが子ども目線で話してくれる」「子どもの話からのびのびすごしているのが感じられる」等の記入があり、園全体で子どもの個人差を十分に把握して職員間で共通理解をはかりながら、保育をしていると保護者が感じていることが窺える。

A④	A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。	a・ <b>b</b> ・c
----	---	----------------

基本的な生活習慣については、一人ひとりの発達に合わせ、家庭の状況に配慮して身につけることが出来るよう援助を行っている。保育士は保育の標準的な実施方法の留意点等を確認しながら、子ども自身がやろうとする気持ちを育み、「できた」という満足感や次への意欲が持てるよう支援をしている。家庭での生活リズムについても、年齢や環境に配慮しながら保護者の相談に対

<p>応し援助を行っている。</p> <p>設備の面では環境の整備や援助について厳しい状況があるが、全体のつながりを深めチームワーク力を高めて、一人ひとりへの支援を大切に取り組んでいることが窺える。今後も、基本的な生活習慣を身につけられるよう、それぞれの子どもに合わせた援助が行われることを期待する。</p>		
A⑤	A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>保育士は子どもが体験・経験し自分で考え、相手を思いやれるように、各年齢やクラスの状況に合わせて環境を整備し、達成感、意欲を育てるよう留意し保育をしている。具体的には、子どもの気持ちが落ち着くのを待って話を聞くことや、どうしたいかをきちんと聞くことを大切に援助している。近隣にある博物館や公民館、自然と触れられる環境を活かし、散歩など園外活動を積極的に取り入れている。保育士は施設の状況や感染症予防等のため、子どもが個々の希望により自由に玩具を取り出して遊ぶことが難しい状況にあることから、子どもの興味や思いに留意して対応するようにしているとのことである。</p> <p>異年齢児の交流やALT・中学生の体験学習等の社会体験活動は再開されているが、まだ十分に行えない状況である。今後も感染症の予防対策を取りながら環境整備や活動を工夫し、地域との交流や社会体験が得られる活動に取り組んでいくことを期待する。</p>		
A⑥	A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>0歳児は1歳児と合同保育を行っている。保育室とほふく室を工夫し、一人ひとりの活動や休息等に合わせて保育室内を分けて環境を設定している。保育室の位置が2歳児クラスやホールとは離れているため、園舎内での移動にベビーカーを利用するなど工夫をしている。災害時の避難等の対応については、隣接する幼児クラスの保育士がフォローに入っているとのことだが、明確にはなっていないので組織的に仕組みを作成し全体に周知しておくことが望まれる。</p> <p>保育士は一人ひとりの子どもの発達や家庭状況、その日の子どもの状態をよく把握し個々の生活リズムに合わせて落ち着いて過ごせるよう衛生や安全面に留意して保育を行っている。日々の子どもの状況や配慮事項等については、1歳児担当保育士を含めクラス全体で日々の連絡やクラス会議を行い共有している。保護者とは連絡ノート等で子どもの状況等を伝え合うことを密にすることを大切にしている。離乳食についても保護者や調理員と連携して対応している。</p>		
A⑦	A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ <b>b</b> ・c
<p>1歳児は0歳児と合同で保育を行っている。月齢差があることと長時間保育の子どもが多いことから、午睡・休息の時間を個々に合わせ取ることや、子どもの遊びの希望等に合わせて活動のグループを作り、保育の流れや活動の内容を工夫している。</p> <p>2歳児については、身の回りのことを含めやりたい気持ちを考慮し、一人ひとりの発達に配慮して保育を行っている。建物の老朽化から夏の暑さと冬の寒さ対策やトイレの使用については、厳しい状況であり、様々な工夫を行い継続して整備をしている。</p> <p>保育士は子どもの気持ちに寄り添い、子どもの気持ちが落ち着くのを待つことや気持ちの切り替えができるよう留意し援助をしている。0歳・1歳児のクラスと2歳児クラスは保育室が離れ</p>		



<p>ているため、必要に応じて乳児会議を行い連携し対応している。早番に1歳児の担任が遅番には2歳児の担任が固定で担当しているので、保護者とは送迎時の会話を中心に、必要に応じて連絡ノートを利用し連携している。しかし駐車場が狭いので送迎時に時間が取れない状況も見られる。保護者との情報の共有についてはさらに検討していくことが期待される。</p>		
A⑧	A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ <b>㉞</b> ・c
<p>3・4・5歳それぞれの発達や家庭状況を踏まえた年齢別の指導計画を作成し、子どもが生活と遊びを通して自分で考え、周りの子と関わり、様々な体験や経験が楽しくできるような環境を整備している。保育士は子ども自身でトラブルを解決することや、協同して行う遊びの中で仲間意識を育てられるよう援助の仕方を留意しながら保育をしている。感染症流行時、予防のため誕生会や行事（お化け屋敷・ハロウィン・クリスマス会等）をクラスごとに行ってきたが、令和5年度途中からは園全体で行うよう見直されている。</p> <p>1クラス4～5名の担任が配属されていることから、毎月クラス会議を行い指導計画作成や子どもへの援助について検討をしている。必要に応じて幼児組会議も行き連携をはかっている。日々の情報共有についてもクラスごとの連絡ノートや話し合う機会を取るようになっている。勤務体制の違いもあり全員が会議に参加することは厳しい状況にあり、担任間で共通理解をはかるためクラスごとに工夫をしている。</p> <p>保護者には年4回のクラスだよりや行事の写真掲示等で園生活や子どもの様子を伝えているが、保護者アンケートからは子どもの日々の様子が知りたいとの希望が窺われるので、送迎等の状況等を考慮し情報共有の方法を検討して実施していくことが期待される。</p>		
A⑨	A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ <b>㉞</b> ・c
<p>園は支援が必要な子どもの保育に積極的に取り組んでいる。子どもが集団の中で安心して楽しく生活し成長できるよう、保育士間で定期的に検討会を行って保育内容や保育士の関わり方を共有し、保育園全体で協力して支援を行っている。保育園は専門機関・医療機関等と連携をはかり助言や指導を受け、医療機関への同行や専門機関との情報交換を行っている。園舎には個々の状況に合わせて対応できる環境がないため、事務室や保育室の中を工夫して個別に対応している。</p> <p>保護者とは日々の連絡ノートや送迎時の会話により、子どもの様子や家族の思いなどの情報交換を行っている。保育園全体で実践している支援の必要な子どもの保育について、保護者が理解を深める取組は不足していることが窺えるので、今後さらに適切な情報を伝えるよう取り組むことが期待される。</p>		
A⑩	A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a・ <b>㉞</b> ・c
<p>年齢構成や人数に応じて保育室や職員配置を検討し、保育環境を整えて、子どもが落ち着いて生活できるようにしている。保育園としてはクラス配置や人的配置を考慮しているが、一人ひとりの遊びや落ち着ける場の要求に応じる環境は難しい面があると捉えている。現在の施設の状況では厳しい面もあるが、少しでも子どもの状況に応じてゆったりと過ごせるよう今後も環境整備に配慮することを期待する。</p> <p>異年齢児との交流は日常的な外遊びや散歩、行事の中で行われている。延長保育（早遅番保育）</p>		

<p>と土曜保育についても子どもの年齢や人数に合わせ保育室や職員体制を整え実施している。保育士は子どもの情報の共有や職員間の連携を重視し、早遅番引き継ぎノートやクラス内連絡ノートを各自が確認する仕組みになっている。日々の保護者への連絡に対しては、漏れがないよう引き継ぎノートで確認しながら行っている。</p>		
A⑪	A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a・ <b>⑩</b> ・c
<p>幼児期の終わりまでに育ってほしい姿の項目を設け年間指導計画を作成し、一人ひとりの発達に合わせ、ねらいや援助の仕方を検討している。保育士は子ども自身が様々なことに興味を持つこと、時間を意識しての活動、グループ活動の中で自分の思いを相手にわかるように伝えること、相手の思いを受入れることが出来るよう支援をしている。感染症流行の予防のため現在は小学校訪問や小学生との交流は行われていないが、今後状況をみて検討する予定である。</p> <p>また保護者とは個人面談の中で就学について話をし、就学児健康診断後に個別に話を聞き相談を受けているが、さらに保護者が子どもの就学への見通しをもって子育てができるような取組が期待される。小学校とは児童要録やリレーシートが引き継がれ、幼保小連絡協議会での意見交換や各小学校との連絡の中で情報の共有を行っている。</p>		
A-1-(3) 健康管理		
A⑫	A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a・ <b>⑫</b> ・c
<p>「年間保健計画」の目標・活動内容・留意点・保護者との連携・環境整備等について年度初めに見直しがされ、その他の健康に関するマニュアルに基づき、子どもの安全と健康の管理を行っている。日々の子どもの健康状態を把握し、クラス内連絡ノートや早遅番引き継ぎノート等で職員間の情報共有をはかっている。年2回保健だより（保健衛生担当保育士が作成）を発行し、子どもの健康に関する情報や園の取組を周知している。園内研修として5月に「熱中症予防」、6月に「熱性けいれん対応」、10月には「嘔吐処理」について、回数を多くし全職員が参加できるよう開催している。今後保護者と健康状況の共有と連携を深め、さらに健康管理に取り組んで行くことを期待する。</p>		
A⑬	A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a・ <b>⑬</b> ・c
<p>園で実施する健康診断（内科・歯科・眼科・尿検査等）の結果は保護者に通知し、必要に応じて治療等を促している。子どものアレルギーを含む持病・既往歴・対応についての記録を作成し、変更があるときはその都度見直しを行い、職員全体に周知して共有しいつでも対処できるようにしている。健康診断当日受診できなかった場合は、後日、嘱託医院で個別に受診できる仕組みになっているので、全員が受診できるよう保護者に働きかけている。</p>		
A⑭	A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a・ <b>⑭</b> ・c
<p>保護者からの「アレルギーについての問診票」の提出により「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に沿って適切な対応をしている。アレルギー対応食については、医師の「アレルギー疾患生活管理指導表」に従って、保護者と担任、調理員、園長が話し合いを行い、アレルゲン除去献立を提供している。また状況の変化があれば、随時保護者と連携し話し合いを行い適切</p>		

<p>な対応をしている。誤配膳や誤食がないよう、食器やトレーを一人ひとり別にして配膳し、調理員と担任間で確認し合い、着席するテーブルにも留意している。エピペン（アナフィラキシー補助治療薬）の使用について外部研修を受け園内に周知をしている。アレルギーや慢性疾患について職員への研修機会や、子どもや保護者に理解をはかる取組は十分ではないので、今後の取組に期待したい。</p>		
<p>A-1-(4) 食事</p>		
A⑮	A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a・ <b>㉓</b> ・c
<p>「年間食育計画」は年度初めに見直しを行い、年齢ごとに「ねらい」と「環境構成・援助」を記載し、クラスごとに食に関する活動内容を計画している。子どもが食について関心を深める取組の一つとして、野菜（スイカ・オクラ・ジャガイモ・大根等）の栽培を行い、収穫後はスイカ割り体験や給食の材料として利用している。感染症流行の予防のため制限していたクラス合同での会食も始められ、今後は調理室とも連携して食を楽しむための工夫を行っていきたいと考えている。</p> <p>年2回、担当の保育士が「食育だより」を作成して保護者に配付し、給食の展示も行い、保護者に給食の状況を理解してもらうよう取り組んでいるが、保護者アンケートからはまだ不十分なことが窺えるので、今後さらに家庭での食事の実践に繋がる取組が期待される。</p>		
A⑯	A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a・ <b>㉓</b> ・c
<p>「衛生管理マニュアル」「衛生日常点検表」「調理従事者体調点検表」等により衛生管理を行い、委託業者の調理による安心安全な食を提供している。また職員全体で配膳や食事時の衛生管理を実施し、検食も通常食・離乳食・アレルギー食等に分けて行っている。毎月の職員会議で子どもの食べ具合や反応を確認し、市内給食会議での献立作成や調理方法等の見直し・改善に反映させている。</p> <p>現在は市の栄養士が調理状況を見ることや調理員が子どもの食事の様子を見る機会は設けられていないが、今後感染症等の状況を見て調理室と子どもとの交流を検討していきたいと考えている。</p>		

## A-2 子育て支援

		第三者評価結果
<p>A-2-(1) 家庭との緊密な連携</p>		
A⑰	A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a・ <b>㉓</b> ・c
<p>毎月の園だよりとクラスだより、園生活の写真の掲示を介して保育の様子を知らせている。家庭とは送迎の際の会話や連絡ノートを通して情報の交換や連絡を行っている。乳児には連絡ノートがあるが、3歳児になると連絡ノートに代わり出席ノートのやり取りのみとなる。例年実施している保護者の保育参加（クラスに入って保育に参加する事業）は、数年、コロナ禍で実施できず、その代わりとして個別の「保育見学事業」を実施して保育を観察してもらい、その後の時間に担任が保護者と個人面談を行い、必要に応じて園長や副園長が話し合いに加わっている。</p>		

<p>保護者アンケートには、連絡ノートへの記述が十分ではないとの訴えもあるため、連絡ノートの記述を充実させることや、幼児についての定期的な報告の必要性を検討することが望まれる。</p>		
<p>A-2-(2) 保護者等の支援</p>		
A⑱	A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a・ <b>㉑</b> ・c
<p>日常の会話や個人面談を通して保護者の悩みを聞き相談に応じたり、子育てについてアドバイスをしたり、必要があれば市の子育て相談課や専門の相談機関、療育機関などを紹介したりして安心して子育てができるよう支援している。受けた相談内容は専用の様式に記録し、園長と副園長に報告するとともに、職員会議で情報の共有を行っている。保護者アンケートからは園の相談対応は良いと判断できるが、駐車場が狭いため、登降園時にゆっくり保護者と話し合う時間が取れていない場合が多いので、保護者と職員の意見や情報の交換、相談の機会の創出などに、さらに手立てを講じることが望まれる。</p>		
A⑲	A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応および虐待の予防に努めている。	a・ <b>㉑</b> ・c
<p>那須塩原市共通の「虐待防止マニュアル」が整備され、園長会議で確認した「虐待対応の流れ」(フローチャート)に沿って虐待の早期発見や兆候への気づき、対応に取り組んでいる。このフローチャートは各クラスにも配付し、職員に周知している。子どもが家庭で虐待を受けている恐れがあればいち早く気づき、市の子育て相談課や児童相談所と連携して対応している。</p> <p>園長が要保護児童対策地域協議会の研修や会議で情報を収集し、通報の仕方などを職員に知らせている。子どもの家庭の状況を把握して家庭への目配りを行い、保護者が子育て等に悩みがあればいつでも相談にのるようにして虐待の防止に努めている。</p>		

### A-3 保育の質の向上

		第三者評価結果
<p>A-3-(1) 保育実践の振り返り(保育士等の自己評価)</p>		
A⑳	A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a・ <b>㉑</b> ・c
<p>市の「保育園における保育の質の向上のためのアクションプログラム(第3期)」を踏襲して、今年度の園のアクションプログラムとして、保育士の資質向上を挙げている。実際の取組としては、園内研修の充実、職員の共通理解の促進、人事評価や自己評価等で各自の資質の向上をはかる、としている。</p> <p>園では、市の総合人事管理のための目標管理制度に則った正規職員用の自己評価と、会計年度任用職員用の自己評価をそれぞれ年2回実施し、厚生労働省作成の保育園の自己評価項目を用いた園の自己評価、さらに、「チェックシート」を用いた日頃の保育の振り返りを行い、保育士一人ひとりの保育の質の向上をはかっている。また、幼児会議や乳児会議、クラス会議等で、実施している保育内容の評価と振り返りを行って、園として保育の質の向上に努めている。</p>		